

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第15号
令和2年2月21日
警察庁交通局交通指導課長

交通街頭活動中における新型コロナウイルス感染症への対応等について(通達)
新型コロナウイルス感染症への対応については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚第5号ほか)において指示がなされているところであるが、交通街頭活動中においては、マスクの携帯及び状況に応じた着用を含むいわゆる咳エチケットを励行するとともに、業務終了後は石けんによる丁寧な手洗い及びアルコール消毒液による手指消毒を徹底されたい。

特に、飲酒取締り時にあつては、運転者の酒臭を直接確認することなく、必ずアルコール感知器を使用するとともに、飲酒検知に使用した運転者の呼気を採取した風船等に触れる際は、手袋を使用し、専用の袋等を用いこれを廃棄することとされたい。